

技能労働者の適切な賃金の確保について

1 平成25年度公共工事設計労務単価の概要

1) 決定日

国土交通省及び農林水産省は、平成24年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、工事費の積算に用いるための「平成25年度公共工事設計労務単価」を平成25年3月29日に決定 → 道においても積算に用いる単価として決定（平成25年4月1日）

2) 労務単価設定のポイント

- ・技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映
- ・社会保険等への加入の徹底の観点から必要な法定福利費相当額を適切に反映

3) 労務単価の設定状況

【全51職種平均労務単価】

- ・北海道 17,779円（前年度比17.5%上昇）
- ・全国 19,010円（前年度比15.1%上昇）

【主要12職種の設計労務単価】

（単価：円・%）

職 種	H24設計労務単価 (A)	H25設計労務単価 (B)	増 減	
			増減額 (B-A)	増減率
特殊作業員	13,400	15,400	2,000	14.9
普通作業員	11,000	12,700	1,700	15.5
軽作業員	9,200	10,600	1,400	15.2
とび工	13,400	15,700	2,300	17.2
鉄筋工	13,600	16,000	2,400	17.6
運転手(特殊)	13,300	15,300	2,000	15.0
運転手(一般)	11,100	12,800	1,700	15.3
型わく工	13,100	15,400	2,300	17.6
大工	14,000	16,500	2,500	17.9
左官	14,000	16,500	2,500	17.9
交通誘導員A	7,900	9,100	1,200	15.2
交通誘導員B	7,100	8,300	1,200	16.9

2 これまでの道の取り組み状況

1) 建設業団体への要請 《資料3-1》

① 団体への文書要請

- ・文書名：「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」
- ・要請月日：平成25年5月2日
- ・要請先：北海道建設業協会 他19団体

② 団体への直接要請

- ・要請者：建設部幹部職員
- ・要請月日：平成25年5月2日～6月6日
- ・要請先：道建協（北海道建設業協会）、地方建設業協会

2) 受注者への要請 《資料3-2》

- ・この度の設計労務単価の引き上げを受け、契約締結時に文書を配布し、技能労働者への適切な賃金水準の確保や法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入の徹底について、下請負人も含めた取り組みを要請。

3) 相談窓口による取組状況の把握 《資料3-3》

- ・概要：建設業の請負契約に関する相談窓口として設置している「建設ホットライン」において、新労務単価を踏まえた適切な賃金水準の確保についての現場の生の声や情報を収集することにより、取組状況を把握。
- ・相談窓口：本庁・各総合振興局等
- ・開始日：平成25年6月26日

4) 建設工事下請状況等調査における取り組み

- ・例年実施している建設工事下請状況等調査において、技能労働者の賃金が、設計労務単価の引き上げを反映していない請負事業者に対して、改善を要請。

建 管 第 3 2 3 号
平成25年 5 月 2 日

一般社団法人 北海道建設業協会会長 様

北海道建設部長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（要請）

国土交通省においては、平成24年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、工事の積算に用いるための「平成25年度公共工事設計労務単価」を平成25年3月29日に決定したところですが、道においてもこの労務単価を積算に用いる単価として平成25年4月1日に決定したところであり、前年度と比べ約17%強の上昇となったところです。

労務単価は、建設投資の大幅な減少に伴うダンピング受注と下請へのしわ寄せ等により就労条件が大きく悪化し、技能労働者の減少が続いているという現状を踏まえ、こうした技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させ設定されたものです。

また、道では、平成25年度の労務単価を4月15日以降の入札から適用しておりますが、この度の労務単価の大幅な上昇を踏まえ、旧労務単価を適用した契約について、受注者の請求により、新労務単価に基づく契約に変更できる「特例措置」を講じることとし、各総合振興局長及び留萌振興局長に通知したところです（別添1・2参照）。

こうした諸事情を踏まえ、貴団体におかれましては、各会員の皆様に対して、次のとおり、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について対応を図られたく、周知徹底をお願いします。

記

1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払に対する特段の配慮

適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をすること。専門工事業業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

2 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

平成25年度の公共工事設計労務単価においては、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、平成24年4月に行われた土木工事等現場管理費率の改定により事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業業者においては、技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させること。

〔建設政策局建設管理課工事管理グループ〕
技術管理グループ

受注者各位

(支出負担行為担当者)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（要請）

国土交通省では、工事の積算に用いるための「平成25年度公共工事設計労務単価」を平成25年3月29日に決定し、道においても、この労務単価を積算に用いる単価として平成25年4月1日に決定しましたが、前年度と比べ約17%強の上昇となっております。

今回の労務単価の大幅な上昇は、建設投資の大幅な減少に伴うダンピング受注と下請へのしわ寄せ等により就労条件が大きく悪化し、技能労働者の減少が続いているという現状を踏まえ、こうした技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入を徹底するため、必要な法定福利費相当額を適切に反映させ設定されたものです。

受注者の皆様におかれましては、こうした事情を踏まえ、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、次のとおり対応を図られますよう、よろしくお願いいたします。

また、工事の一部を下請負に付す場合には、下請負人に対しても趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（要請）

1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払について

公共工事設計労務単価の上昇を技能労働者の処遇改善につなげるため、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対して、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をお願いいたします。

2 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

平成25年度の公共工事設計労務単価には、技能労働者本人負担分の法定福利費が含まれており、事業主が負担すべき法定福利費も、平成24年4月に土木工事等現場管理費率の改定を行い、予定価格に反映しております。

このため、下請契約に際しては、法定福利費相当額（事業主負担分及び労働者負担分）を含んだ適切な額での、下請契約の締結をお願いいたします。

また、下請企業が、労働者に対し、法定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させるよう指導の徹底をお願いいたします。

(〇〇建設管理部建設行政室入札契約課)

建設工事における元請・下請間等のトラブルの相談窓口

建設ホットラインを各総合振興局・振興局にも設置しています。

北海道の建設業は、厳しい経営環境の中にあり、建設工事の請負契約における元請・下請間のトラブルが依然として多い状況にあります。

このことから、道では、建設工事の請負契約上のトラブルの相談窓口を各総合振興局・振興局にも設置しておりますので、トラブルでお困りの方は、最寄りの相談窓口をご活用ください。

平成25年度公共工事設計労務単価は、全国平均で15.1%の上昇となりました。
国土交通省では、実態把握のため、6月12日に相談窓口「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設しました。

道においては、この「建設ホットライン」で様々な立場の方から現場の生の声や情報を聞かせていただくこととしました。

○ 相談窓口

相 談 窓 口	電 話 番 号
北海道庁 建設部建設政策局建設管理課建設業グループ	011-231-4111(内線)29-725
空知総合振興局 札幌建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0126-20-0066
石狩振興局 産業振興部建設指導課指導審査係	011-231-4111(内線)34-463
後志総合振興局 小樽建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0136-23-1372
胆振総合振興局 室蘭建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0143-24-9593
日高振興局 産業振興部建設指導課土木係	0146-22-9291
渡島総合振興局 函館建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0138-47-9465
檜山振興局 産業振興部建設指導課土木係	0139-52-6631
上川総合振興局 旭川建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0166-46-5946
留萌振興局 留萌建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0164-42-8447
宗谷総合振興局 稚内建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0162-33-2529
林-ツ総合振興局 網走建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0152-41-0641
十勝総合振興局 帯広建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0155-27-8540
釧路総合振興局 釧路建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0154-43-9191
根室振興局 産業振興部建設指導課土木係	0153-24-5629

○ 受付時間

開庁日の9:00~12:00及び13:00~17:00

○ 『新労務単価フォローアップ相談ダイヤル』に関する国土交通省ホームページアドレス

・報道発表資料掲載アドレス：<http://www.mlit.go.jp/common/001000518.pdf>

・リーフレット掲載アドレス：<http://www.mlit.go.jp/common/001000519.pdf>